

## 「落札者決定基準」

入札参加者は「価格」及び、「企業の技術力」、「企業の信頼性、社会性」をもって入札に参加し、次の①②及び③の要件に該当する者のうち、”（１）総合評価の方法”によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ①入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ②評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。
- ③入札価格が低入札価格調査における調査基準価格を下回った者は次の要件を満たしていること。
  - ③－１ 評価点数の合計が参加者全員の平均点の２分の１を下回らないこと。
  - ③－２ 甲斐市低入札価格調査実施要領（平成16年甲斐市訓令第77号。）に基づく調査をし、その結果、適合した履行がされると認められること。

### （１）総合評価の方法

- １） 技術評価の「標準点」を100点とし、「加算点」の満点は10点～30点を基本とするが必要に応じて工事ごとに定める。
- ２） 「加算点」については、下記「１」「２」の評価項目ごとに”（２）評価の基準”に基づき評価をおこなった結果、評価項目ごとの得点合計の最高の者に加算点の満点を与え、他の者はそれぞれの「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

加算点＝（評価点数の合計値／評価項目ごとの得点合計の最高点数）×満点

※加算点、評価値は小数第3位まで表示

「１」 企業の技術力について

「２」 企業の信頼性社会性

- ３） 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値＝「（標準点＋加算点）／入札価格」×100,000,000

### （２）評価の基準

簡易型では求める技術提案を下記から選択し、工事ごとに定める。

施工計画以外の項目は特別簡易型、簡易型共通とする。

「1」 企業の技術力について

評価項目	評価基準	評価点数
施工計画 (※1)		
1 工程管理に係わる 技術的所見  「〇〇に係る技術的所見」	工程管理が適切であり、工程上重要な項目が記載されている	10
	工程管理が適切であり、工夫が見られる	5
	工程管理が適切である	0
	未記入である、または不適切である	欠格
2 材料の品質確保に 係わる技術的所見  「〇〇の品質管理について」	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切であり、重要な項目が記載されている	10
	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切であり、工夫が見られる	5
	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切である	0
	未記入である、または不適切である	欠格
3 施工上の課題に 対する技術的所見  「〇〇の対策について」	課題に対して、現地条件を踏まえておりの確であり、重要な項目が記載されている	10
	課題に対して、現地条件を踏まえておりの確であり、工夫が見られる	5
	課題に対して、現地条件を踏まえておりの確である	0
	未記入である、または不適切である	欠格
4 施工上配慮 すべき事項  「〇〇に配慮すべき〇〇」	配慮事項が現地条件を踏まえており適切であり、重要な項目が記載されている	10
	配慮事項が現地条件を踏まえており適切であり、工夫が見られる	5
	配慮事項が現地条件を踏まえており適切である	0
	未記入である、または不適切である	欠格
配置予定技術者の能力 (※2)		
5 資格	1級土木施工管理技士等または技術士等	1
	上記以外の工事施工等に係わる資格	0
6 同種工事の施工実績 (過去10年間) (※3)	主任技術者(監理技術者)として、同種工事の実績あり	2
	担当技術者として、同種工事の実績あり	1
	その他	0
7 優良工事技術者表彰	表彰の実績 あり	1
	表彰の実績 なし	0
8 工事成績 工事成績評定点の平均点 (甲斐市発注工事)	75点以上	2
	70点以上75点未満	1
	70点未満(成績実績なし)	0

企業の施工実績		
9 同種工事の施工実績 (過去10年間) (※4)	甲斐市・県または国・公団等の同種工事の施工実績あり	2
	県内市町村・公営企業等の同種工事の施工実績あり	1
	その他	0
10 工事成績 (※5) 当該工種での工事成績評定点 の平均点 (過去2年間) (甲斐市発注工事)	80点以上	4
	75点以上80点未満	2
	70点以上75点未満	1
	70点未満 (成績実績なし)	0
	※過去2年間連続平均点が60点未満 または、前年度以降 において55点未満の工事成績がある者	-2
11 優良工事表彰の有無 (過去3年間) (※6)	特別表彰あり	3
	表彰あり (特別表彰との重複はしない)	1
	表彰の実績なし	0
12 事故及び不誠実 な行為 (※7)	指名停止 (3か月以上)	-4
	指名停止 (1か月以上3か月未満)	-2
	指名停止 (1か月未満)	-1
13 品質管理・環境マネー ジメントシステムの取り 組み状況 (※8)	ISO9001または14001の認証を取得済み	1
	認証を未取得	0

## 「2」 企業の信頼性社会性

評価項目	評価基準	評価点数
地域精通度		
1 地理的条件 (企業) (近隣地域で過去10年間 の施工実績) (※9)	施工実績あり	1
	施工実績なし	0
2 地理的条件 (配置予定技術者) (近隣地域で過去10年間 の施工実績) (※9)	施工実績あり	1
	施工実績なし	0
地域貢献度		
評価基準		
3 災害協定の締結 3年間の実績 (※10)	協定の締結 あり	1
	協定の締結 なし	0
4 ボランティア活動の実績	活動実績 あり	1
	活動実績 なし	0
5 甲斐市消防団への入団者 (従業員) (※10)	入団者あり	1
	入団者なし	0

企業の取組	評価基準	
6 若手技術者の育成 (※11)	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置 あり	2
	国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置 あり	1
	若手技術者を担当技術者として配置 なし	0
7 技能者の登録 (※12)	建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の 登録あり	2
	登録なし	0

- ※1 工事内容により、評価項目を適宜選択するものとする。  
施工計画の評価項目は、1項目または2項目を指定する。
- ※2 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者として提出することができる。この場合、審査資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点は、最も低い評価を受けたものをもって算定する。
- ※3 同種工事の施工実績は、平成23年度以降当該年度（入札参加資格申請締切日まで）の完成・引渡し済みの実績を対象とする。配置予定技術者の施工実績は、完成時に監理技術者、主任技術者または担当技術者（担当技術者については完成時にCORINSに登録された者に限る。）として施工従事したものを対象とする。また、当該技術者の他社で施工従事した経験についても実績として認める。
- ※4 同種工事の施工実績は、平成23年度以降当該年度（入札参加資格申請締切日まで）の完成・引渡し済みの実績を対象とする。
- ※5 工種は、建設業法第2条第1項に掲げる業種より適宜選択するものとし、工事成績評定の平均点は、過去2か年度に完成したもの及び当該年度の工事で公告日の前々月の月末までに完成・引渡し済みのものを対象とする。
- ※6 優良工事表彰は、甲斐市優良建設業者表彰において過去3か年度及び当該年度（入札参加資格申請締切日まで）に表彰実績があれば対象とする。なお、工種は問わないものとする。
- ※7 事故及び不誠実な行為の期間は、前年度及び当該年度の審査日までとする。
- ※8 公告日時点で認証取得している場合に評価するものとし、登録範囲に対象工事の内容を含んでいるものとする。なお、審査登録機関は、次のいずれかとする。  
①（財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という）に認定されている審査登録機関  
②JABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関
- ※9 施工実績は平成23年4月1日以降当該年度（入札参加資格申請締切日まで）の完成・引渡し済みのもの。
- ※10 平成30年4月1日以降当該年度（入札参加資格申請締切日まで）の甲斐市内における実績とする。

- ※11 若手技術者は、公告日が属する年度において35歳以下の者とし、国家資格を有する場合は「2点」、国家資格を有しない場合は「1点」とする。国家資格を有しない若手技術者は、配置予定技術者（主任（監理）技術者）以外の者とする。ただし、現場代理人との兼務は、認める。国家資格を有する若手技術者は配置予定技術者（主任（監理）技術者）及び現場代理人とすることができる。なお、企業との直接的かつ恒常的な雇用関係があること（入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）とし、健康保険被保険者証の写しなどの提出を求める。
- ※12 当評価項目は選択項目として、県土整備部の土木一式工事で試行実施。建設キャリアアップシステムに企業と自社の技能者が入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価する。申請中または、企業と技術者のいずれかの登録だけでは評価しない）。登録技能者は、当該工事への配置の有無は問わない。ただし、技能者を雇用していない場合は、企業のみ登録でも評価する。（下請企業は評価しない）

配置予定技術者の能力・企業の施工実績の評価項目は、公告において必須要件として  
いる項目については原則選択しない、その他については必要な項目を選択する。

企業の信頼性社会性の評価項目は、必要なものを選択する。